

産業建設常任委員会

日 時 平成 2 8 年 1 月 2 1 日（木）午後 1 時 3 0 分～
場 所 第 3 委員会室

1 開議

2 案件

行政報告（まちづくり推進部）

- （１）亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担金について
- （２）府民公募型整備事業の取組状況について
- （３）公衆街路灯のＬＥＤ化促進事業について

3 その他

次回開催日程について

産業建設常任委員会

亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担金について 【資料①】
府民公募型整備事業の取組状況について 【資料②】
公衆街路灯のLED化促進事業について 【資料③】

平成28年1月21日

まちづくり推進部

亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担金について

1. 急傾斜地崩壊防止事業について

○急傾斜地崩壊対策事業について(別添資料参照)

○事業主体…急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は被害を受ける恐れのある者が施工することが困難または不適当と認められた場合、原則的に都道府県が急傾斜地崩壊防止工事の事業主体となり実施する。(急傾斜地法第12条)

2. 地元負担金について

京都府では急傾斜地防止事業は、区域内市町村の民生の安定を図れ、また、事業により公共施設の(市町村道、公民館などの避難施設)の保全を図れることから、当該市町村に対し保全対象や規模に応じて負担金を徴収することとされています。(地方財政法第27条)

保全対象	項目	急傾斜地崩壊対策事業	災害関連緊急事業
		事業費に対する負担割合	事業費に対する負担割合
一般	大規模斜面	10%	10(5)%
	緊急改築	10%	
	災関フォロー	(10%)	
	その他	20%	20(10)%
公共施設 避難関連 災害弱者	大規模斜面	5%	5(2.5)%
	緊急改築	5%	
	災関フォロー	(5%)	
	その他	10%	10(5)%

()内は家屋半壊以上の被害があった場合

3. 府下市町村の受益者分担金の徴収状況について

(1) 条例により徴収している市町村 … 11

急傾斜地崩壊防止事業は受益者が特定されるうえ局地的規模で私有財産の保護的な側面を有していることから受益者に対し分担金を求めることとしている。(地方自治法第224条)

◆受益者の負担割合

【市町村負担金に対する割合】

- ・ 50% … 2(木津川市、福知山市)
- ・ 50%以内で首長が定める額 … 3(京田辺市、井手町、宇治田原町)
- ・ 40% … 1(南丹市)
- ・ 30%以内 … 1(伊根町)
- ・ 首長が定める額 … 1(京丹波町)

【事業費に対する割合】

- ・ 5%以内 … 1(綾部市)
- ・ 2% … 1(京丹後市)
- ・ 1% … 1(与謝野町)

(2) 内規等により徴収している市町村 … 2(宮津市、宇治市)

(3) 事業実施しているが徴収していない市町村 … 京都市、舞鶴市、南山城村

急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第12条、第21条

目 的	事業内容
急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。	急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業である。

採択基準等

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事(ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く)で、次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもので、かつ、原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの

1. 急傾斜地の高さが10m以上であること
2. 移転適地がないこと
3. 次のいずれかの要件に該当するもの

①人家概ね10戸(公共的建物を含む。)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生の著しい地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。)における公共施設に関連する急傾斜地並びに児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、医療提供施設、生活保護法に基づく救護施設、厚生施設及び医療保護施設並びに学校教育法に基づく特別支援学校及び幼稚園(以下「要配慮者利用施設」という)が存する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、要配慮者利用施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする

②市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

沿 草	国費率		
・昭和42年度から計上 ・昭和43年度までは「予算補助」 ・昭和44年度からは「法律補助」 ・平成20年度に採択基準の改正 ・平成22年度より、社会資本整備総合交付金に移行 ・平成23年度より、社会資本整備総合交付金の一部が、地域自主戦略交付金に移行 ・平成25年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に移行	<table border="1"> <tr> <td>1/2</td><td>全国</td></tr> </table>	1/2	全国
1/2	全国		



●災害発生危険度の高い地区におけるがけ崩れ対策(岡山県備前市福田)

府民公募型整備事業の取組状況について

○府民公募型の新しい公共事業の手法として平成21年度から導入

1. 応募要領(別紙のとおり)

- (1) 安心・安全整備(身近な安心・安全につながる小規模な改修工事や修繕工事)
- (2) 景観整備(現状復旧することで景観の向上につながる小規模な工事)
- (3) 事業のフロー
- (4) その他

2. 京都府の予算規模

(単位:億円)

所 管	H27年度 (当初)	H26年度 (最終)	H25年度 (最終)	H24年度 (最終)	H23年度 (最終)	H22年度 (最終)	H21年度 (最終)
建設交通部	25.0	30.0	51.0	30.0	35.0	35.0	55.0
教育等	3.5	3.5	4.5	3.5	3.5	6.0	5.0
計	28.5	33.5	55.5	33.5	38.5	41.0	60.0

3. 提案件数及び事業実施決定件数

◆平成27年度

		亀岡市	南丹振興局管内
府民提案型 ()市町村提案型	提案件数	139	404
	事業実施 決定件数	80(9)	239(45)

◆平成26年度

		亀岡市	南丹振興局管内
府民提案型 ()市町村提案型	提案件数	124	338
	事業実施 決定件数	81(10)	215(74)

◆平成25年度

		亀岡市	南丹振興局管内
府民提案型 ()市町村提案型	提案件数	141	355
	事業実施 決定件数	67(6)	184(24)

※事業実施決定件数:府民公募型整備事業に加え、他事業で実施するものも含む

平成27年度

府民公募型整備事業

応募要領

募集期間

平成27年4月1日(水) ~~～5月29日(金)~~

期間延長～6月30日(火)

京 都 府

京都府が管理する道路や河川、建物等において、従来の事業手法に加え、府民のみなさんが日頃から感じておられる身近な改善箇所を公募し、地域や市町村からの要望とともに、事業箇所を決定する府民協働型の新しい公共事業の手法です。

これにより、府民のみなさんの自らの地域を良くしようとする気持ちや府の施設、公共事業に対する関心を高めていただくとともに、地域に密着した身近な安心・安全や景観の向上を図ります。

生活者・利用者の視点から身近な提案をお願いします。
(京都府ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>)

1 安心・安全整備

(1) 対象となる施設

次の京都府が管理する道路や河川、建物等が対象。

道 路	京都府が管理している国道及び府道 ※対象外：国等が管理する高速道路、国道1号、9号、24号、27号、163号の一部、171号、478号、市町村道など（京都市内の道路は国又は京都市）
河川・港湾	京都府が管理している一級河川及び二級河川、港湾施設 ※対象外：国が管理する一級河川の区間（淀川、桂川の一部、木津川、宇治川、由良川の一部等）、市町村が管理する河川や水路
府立学校	府立高校など
交通関係	府内の交通規制関係施設（信号機、横断歩道など）
その他	府が管理している建物、施設（府立病院、公園、植物園など）

※ 京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>）から検索できます。

(2) 対象となる工事

提案箇所の地域にお住まいの方、もしくは勤務先や通学先（PTA 等学校関係の方）、通院先等がある方の身近な安心・安全につながる小規模な改修工事や修繕工事。

<対象工事の具体例>

道 路	道路側溝の整備、歩道の段差解消、 <u>部分的な舗装補修</u> 、ガードレールや転落防止柵の設置など
河川・港湾	河川護岸・堤防の修繕、 <u>堆積著しい土砂の浚渫</u> 、 <u>流れを阻害する立木の伐採</u> など
府立学校	府立高校の施設修繕など
交通関係	信号機の整備、横断歩道の設置など
その他	府管理施設のバリアフリー化、治山施設の修繕工事など

<対象外工事の例>

京都府管理施設でないもの 安心・安全につながらないもの	・ 国や市町村等の管理施設に関する工事は対象外 ・ 利便性向上や公共性のないものは対象外
公共性がないもの	・ 特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外 ・ 地域の要望と整合していないものは対象外
単年度で完成しないもの （測量調査などを含む）	・ 大規模な工事や建物の新築や大規模な改築工事は対象外 ・ 用地取得や関係機関との調整などに時間を要することが明確なもの（採択後であっても、工事着手までに時間を要する場合は、実施不可となりますのでご注意ください。） ・ 事業費が概ね 2,500 万円を超えるものは対象外（用地取得費等を含む）
早期の対策を要しないもの	・ 道路の舗装で早期の補修を必要とする部分的なひび割れや剥離等でないものは対象外（舗装機能を保持するため一定区間定期的に行うオーバーレイ等による補修と同内容のもの） ・ 河川で土砂堆積が少なく早期の浚渫が必要ないものは対象外（※『過去5年間に水防団待機水位以上の出水履歴（水防団待機水位設定のない河川は最近傍の設定河川の履歴）があり、京都府の河川維持管理計画・河道流下断面確保の規定を満たす浚渫』でないもの）
実施が適切でないもの	・ 関係法令や構造基準、技術基準と適合しないものは対象外

※ 用地買収を伴う提案も可能ですが、土地所有者の協力が得られない場合や公図混乱等で工事に時間を要する場合は、工事を実施できないことがありますのでご注意ください。

2 景観整備

(1) 対象となる施設

次の京都府が管理する道路、河川、港湾、府立学校、交通関係の施設が対象。

道 路	京都府が管理している国道及び府道 ※対象外：国等が管理する高速道路、国道1号、9号、24号、27号、163号の一部、171号、478号、市町村道など（京都市内の道路は国又は京都市）
河川・港湾	京都府が管理している一級河川及び二級河川、港湾施設 ※対象外：国が管理する一級河川の区間（淀川、桂川の一部、木津川、宇治川、由良川の一部等）、市町村が管理する河川や水路
府立学校	府立高校など
交通関係	府内の交通規制関係施設（信号機、横断歩道など）

※ 京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>）から検索できます。

※ 景観整備は、上記以外の府管理施設は対象外です。

(2) 対象となる工事

提案箇所の地域にお住まいの方、もしくは勤務先や通学先（PTA 等学校関係の方）、通院先等がある方の身近な景観の向上につながる小規模な改修工事や修繕工事。

<対象工事の具体例>

道路照明施設、ガードレールなど防護柵の取り替えや再塗装、
カラー舗装、インターロッキング舗装等の修繕
橋梁の高欄、歩道橋の再塗装、標識等看板の補修
府立高校の施設修繕など
信号柱の再塗装など

※ 既存施設について、老朽、劣化により錆等が発生し、品質上の低下が認められるもの

<対象外工事の例>

京都府管理施設でないもの	・ 対象となる施設以外の工事は対象外
景観向上につながらないもの	・ 美化の向上につながらないものは対象外
公共性がないもの	・ 特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外
施設の形状やデザイン等を変更するもの	・ 道路照明の塗装で着色変更は対象外 （※防護柵色彩選定計画（案）に基づく着色変更は可能）
効果が一時的なもの	・ 道路や河川周辺の除草や清掃、落書き除去などは対象外 ・ 不法に投棄・占拠された物などの撤去は対象外
単年度で完成しないもの （測量調査などを含む）	・ 用地の取得が必要なものは対象外 ・ 大規模な工事や建物の新築・大規模な改築工事は対象外 ・ 関係機関との調整などに時間を要するものは対象外 ・ 概算事業費が概ね 500 万円以上のものは対象外

3 募集期間及び提案方法

募集期間	平成27年4月1日（水）～ 5月29日（金） 期間延長～6月30日（火） ※当日消印有効
提案方法	①京都府ホームページの提案フォームから提案 ②来庁、郵送、FAXによる提案
提出先	提案窓口一覧の最寄りの施設に提出 ・ 道路、河川等に関する提案 … 京都府の各土木事務所 ・ 信号機等に関する提案 … 最寄りの警察署

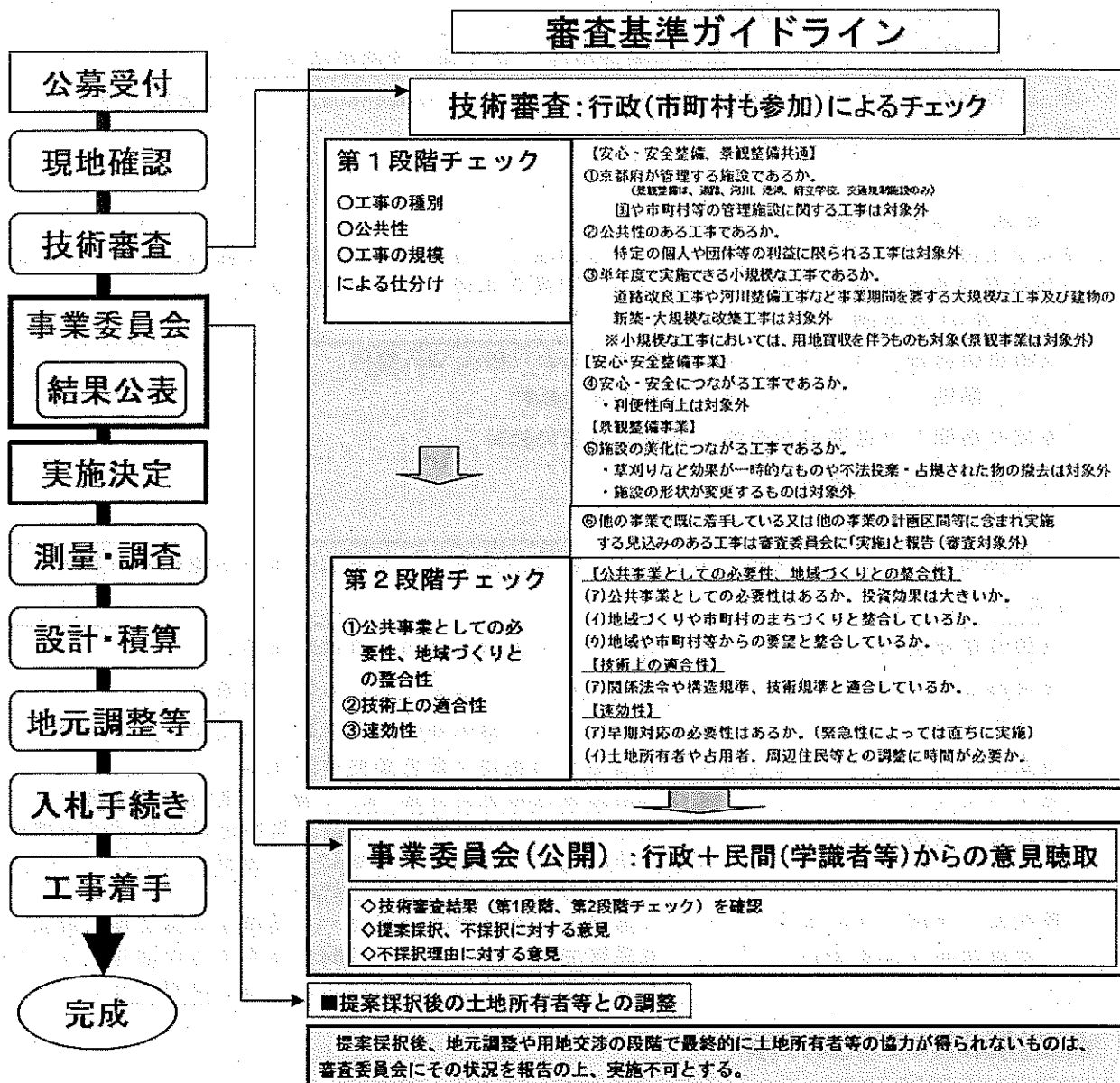
4 提案いただいた工事の実施まで

(1) 府民公募型整備事業委員会

いただいた提案は、工事担当課において『審査基準ガイドライン』に基づき技術審査を行い、それをもとに「府民公募型整備事業委員会」において、工事の実施について意見をいただきます。事業委員会は、各振興局等において随時開催します。

(2) 結果の公表

結果をホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>) で公表します。また、提案者へは郵送にて結果をお知らせします。



※ 緊急性の高いものから実施し、委員会から工事着手まで概ね4～5か月かかります。

また、用地交渉など地元調整に時間を要する場合は、次年度以降の実施や工事の実施を取りやめることがあります。

5 個人情報の取扱いなどについて

- ・提出いただいた提案書は、受付窓口から工事担当課へ引継ぎ、工事担当課から内容の確認等のご連絡をさせていただく場合があります。
- ・個人情報は非公表とし、本事業の目的以外での個人情報の利用はいたしません。

6 受付窓口一覧

※電話による提案は受付できません。

受付窓口		住所	FAX番号	電話番号
【京都市内】				
府民総合案内・相談センター	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入 1号館1階	075-411-5001	075-411-5000
京都土木事務所	606-0821	京都市左京区賀茂今井町10-4	075-701-0104	075-701-0106
【山城地域】				
山城広域振興局総務室	611-0021	宇治市宇治若森7-6	0774-21-2106	0774-21-2101
乙訓地域総務室	617-0006	向日市上植野町馬立8	075-932-4570	075-921-0183
田辺地域総務室	610-0331	京田辺市田辺明田1	0774-63-6461	0774-62-0173
木津地域総務室	619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-8531	0774-72-0051
乙訓土木事務所	617-0006	向日市上植野町馬立8	075-931-2150	075-931-2157
山城北土木事務所	610-0331	京田辺市田辺明田1	0774-65-2649	0774-62-0547
山城南土木事務所	619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-0830	0774-72-9685
【南丹地域】				
南丹広域振興局総務室	621-0851	亀岡市荒塚町1丁目4-1	0771-24-4683	0771-22-0422
園部地域総務室	622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-3924	0771-62-0360
南丹土木事務所	622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-3494	0771-62-0310
【中丹地域】				
中丹広域振興局総務室	625-0036	舞鶴市字浜2020番地	0773-63-8495	0773-62-2500
綾部地域総務室	623-0012	綾部市川糸町丁島10-2	0773-42-4663	0773-42-0480
福知山地域総務室	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目91	0773-23-8242	0773-22-3901
中丹東土木事務所	623-0012	綾部市川糸町丁島10-2	0773-42-7546	0773-42-8763
中丹西土木事務所	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目91	0773-22-5167	0773-22-5811
【丹後地域】				
丹後広域振興局総務室	627-8570	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-5894	0772-62-4301
宮津地域総務室	626-0044	宮津市字吉原2586-2	0772-22-1794	0772-22-2700
丹後土木事務所	626-0044	宮津市字吉原2586-2	0772-22-3250	0772-22-2143
【信号機等に関するご提案】				
川端警察署	606-8351	京都市左京区岡崎徳成町1	075-451-0024	075-771-0110
上京警察署	602-8386	京都市上京区御前通今小路下る馬喰町692-1		075-465-0110
東山警察署	605-0862	京都市東山区清水四丁目185番6		075-525-0110
中京警察署	604-8804	京都市中京区壬生坊城町48-16		075-823-0110
下京警察署	600-8413	京都市下京区烏丸通高辻上る大政所町682		075-352-0110
下鴨警察署	606-8206	京都市左京区田中馬場町6		075-703-0110
伏見警察署	612-8384	京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町101		075-602-0110
山科警察署	607-8185	京都市山科区大宅神納町167		075-575-0110
右京警察署	616-8162	京都市右京区太秦蜂岡町31		075-865-0110
南警察署	601-8441	京都市南区西九条南田町3		075-682-0110
北警察署	603-8202	京都市北区紫竹東桃ノ本町25~31		075-493-0110
西京警察署	615-8236	京都市西京区山田大吉見町7・8合地		075-391-0110
向日町警察署	617-0006	向日市上植野町上川原5		075-921-0110
宇治警察署	611-0021	宇治市宇治宇文字2-12		0774-21-0110
城陽警察署	610-0111	城陽市富野久保田1-4		0774-53-0110
八幡警察署	614-8071	八幡市八幡五反田37-8		075-981-0110
田辺警察署	610-0332	京田辺市興戸小毛詰1		0774-63-0110
木津警察署	619-0214	木津川市木津南垣外15		0774-72-0110
亀岡警察署	621-0805	亀岡市安町大池8		0771-24-0110
南丹警察署	622-0014	南丹市園部町上本町南2-5		0771-62-0110
綾部警察署	623-0053	綾部市宮代町宮ノ下6・7・8合地		0773-43-0110
福知山警察署	620-0882	福知山市宇堀小字上高田2108-3		0773-22-0110
舞鶴警察署	624-0853	舞鶴市南田辺9		0773-75-0110
宮津警察署	626-0041	宮津市字鶴賀2151		0772-25-0110
京丹後警察署	627-0042	京丹後市峰山町長岡469-1		0772-62-0110

□事業制度の問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

京都府建設交通部監理課

TEL : 075-414-5184

FAX : 075-414-5183

京都府教育委員会管理課

TEL : 075-414-5768

FAX : 075-432-5985

京都府警察本部交通規制課

TEL : 075-451-9111(内線:5211)

FAX : 075-451-0024

公衆街路灯のLED化促進事業について

【目的】

地球環境への負荷の少ない省電力な公衆街路灯（防犯灯）への灯具交換を促進するため、既存蛍光灯具をLED灯具へ交換した自治会等に対し、その負担を軽減します。

また、自治会及び市助成の電気料金や蛍光灯の取替等の維持管理費用の軽減を目的とします。

【現状】

○平成27年4月1日現在

自治会・区等管理防犯灯数	8,888灯
※内LED化済	578灯
LED化率	6.5%

○平成28年1月15日現在

各自治会に対して事前調査に基づくLED化予定灯数	1,354灯
蛍光灯からLED化された灯数	767灯
予定通りにLED化された場合のLED化率	21.7%（予定）

【効果】

事前調査に基づきLED化（1,354灯）された場合

電気代削減額 年間 2,269千円

CO₂排出量削減量 年間 49t-CO₂

〔換算〕

スギ吸収量 3,500本分に相当

家庭排出量 9.2世帯分に相当